

外国人の出入国及び在留の公正な管理並びに外国人建設就労者等の適正な就労監理に向けた
出入国在留管理庁と国土交通省不動産・建設経済局との間の情報連携に関する確認書

入管庁管第 2846 号
国 不 国 第 74 号
令和 6 年 8 月 28 日

出入国在留管理庁次長

杉 山 徳 明



国土交通省不動産・建設経済局長

平 田 研



出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）を所管する出入国在留管理庁と建設業の発達、改善及び調整を所管する国土交通省不動産・建設経済局は、外国人の出入国及び在留の公正な管理並びに外国人建設就労者等（建設関係職種で就労する在留資格「技能実習」及び建設分野で就労する在留資格「特定技能」の外国人）の適正な就労監理を図るため、下記のとおり、必要な情報連携に関する措置を講ずることについて確認する。

なお、本確認書の発出をもって、「外国人の出入国及び在留の公正な管理並びに外国人建設就労者等の適正な就労監理に向けた出入国在留管理庁と国土交通省不動産・建設経済局との間の情報連携に関する確認書」（令和 2 年 7 月 1 日付け入管庁管第 2532 号・国土建労第 329 号）は廃止する。

記

1 基本方針

出入国在留管理庁及び国土交通省は、保有する情報のうち、外国人の出入国及び在留の管理並びに外国人建設就労者等の適正な就労監理に関して、必要な情報を相互に提供するものとする。

2 外国人建設就労者等に係る情報連携に関する措置

(1) 出入国在留管理庁が行う措置

ア 出入国在留管理庁は、建設分野で就労する特定技能外国人に関し別紙で定める情報を、毎月、当月分を翌月の最終日の遅くとも一業務日前までに、CSV形式等エ

クセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式により、国土交通省に対して提供するものとする。

イ 出入国在留管理庁は、後記（２）アにより、国土交通省から通報があった場合、通報された情報を、その内容に応じて指導・助言、又は実地調査等に活用するものとする。

ウ 出入国在留管理庁は、建設分野で就労する特定技能外国人に係る特定技能所属機関に対して欠格事由認定又は改善命令の措置を講じた場合は、様式１により、当該特定技能所属機関に関する情報を、１月から３月まで、４月から６月まで、７月から９月まで及び１０月から１２月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、把握した当該四半期分を翌月の最終日の遅くとも一業務日前までに、国土交通省に対して通報するものとする。

エ 出入国在留管理庁は、建設関係職種で就労する技能実習生又は建設分野で就労する特定技能外国人の行方不明を把握した場合、様式２により、当該技能実習生及び当該技能実習生に係る監理団体・実習実施者等に関する情報を、又は、様式３により、当該特定技能外国人及び当該特定技能外国人に係る特定技能所属機関等に関する情報を、毎月、把握した当月分を翌月の初日から１４日以内に、ＣＳＶ形式等エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式により、国土交通省に対して提供するものとする。

（２）国土交通省が行う措置

ア 国土交通省は、建設特定技能受入計画（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成 31 年国土交通省告示第 357 号。以下「告示」という。）第 3 条の規定に基づき認定された建設特定技能受入計画。以下「受入計画」という。）の認定取消しを行った場合、特定技能所属機関が認定を受けた受入計画を取り止める場合、前記（１）アにより、出入国在留管理庁から情報の提供があった場合であって、受入計画の認定に関する情報と突合し、当該認定を受けていない特定技能 1 号外国人を把握した場合、又は告示第 7 条の適正就労監理機関による巡回指導を行った際に、技能実習生又は特定技能外国人の不法就労や行方不明者、若しくは後記（ア）から（ケ）に該当する特定技能所属機関に係る出入国管理関係法令違反等の不適正事案の疑いを把握した場合は、様式 4 により、関係する情報を、関連する受入計画を添付の上、随時、出入国在留管理庁に対して通報するものとする。

（ア）外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為

（イ）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

（ウ）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

（エ）（ア）から（ウ）までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為

（オ）不法就労者を雇用する行為

（カ）不正に外国人に在留許可等を受けさせる目的で、偽変造文書等の行使・提供をする行為

本確認書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、出入国在留管理庁次長と国土交通省不動産・建設経済局長が、その都度協議の上、決定するものとする。

5 適用

本確認書の適用の開始日は、令和6年9月1日とする。



●出入国在留管理庁から国土交通省へ提供する情報項目

番号	項目
1	在留資格「特定技能」の上陸許可を受けた外国人に係る情報【上陸時】
2	在留資格「特定技能」で出国した外国人に係る情報(入管法第26条又は第26条の2の適用を受ける者を除く。)(出国時(再入国許可者を除く))
3	入管法第20条又は第21条の規定に基づく在留資格「特定技能」の許可を受けた外国人に係る情報【在留資格変更時・在留期間更新時】
4	在留資格「特定技能」で在留する者のうち、他の在留資格への在留資格変更許可を受けた外国人に係る情報【特定技能から他在留資格への変更時】
5	在留資格「特定技能」で在留する者のうち、特定技能所属機関との雇用関係が終了した外国人に係る情報【離職時】

●出入国在留管理庁から国土交通省へ提供する情報項目詳細

① 種別	② 初回在留カード番号	③ 氏名	④ 国籍・地域	⑤ 生年月日	⑥ 性別	⑦ 事由発生年月日	⑧ 在留資格・在留期間	⑨ 在留期限	⑩ 分野	⑪ 業務区分	⑫ 所属機関名	⑬ 所属機関の所在地	⑭ 在留カード番号
1(上陸時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2(出国時(再入国許可者を除く))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3(在留資格変更時・在留期間更新時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4(特定技能から他在留資格への変更時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5(離職時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※それぞれの処分(上陸許可に関しては、在留資格認定証明書の交付を含む。)に係る申請書上で確認できる情報に限る。

文 書 番 号
元号〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長

外国人の出入国及び在留の公正な管理並びに外国人建設就労者等の適正な就労監理に向けた出入国在留管理庁と国土交通省不動産・建設経済局との間の情報連携に関する確認書に基づき、下記の特定期間所属機関について、欠格事由認定又は改善命令の措置をしたことから、通報します。

記

対象者	※ 名称・所在地・代表者等、特定可能な情報を記載する。	
通報の概要	概要	※ 通報に係る①措置内容及び②事案の種類を記載（例：①欠格事由認定又は改善命令、②出入国管理関係法令違反、労働関係法令違反）を記載する。
	内容	※ 通報に係る事案に関し、通報元において把握した事案の内容を可能な限り具体的に記載する。 ※ 関係法令違反の場合には、根拠条項も記載する。
備考		

<様式2>

文 書 番 号

元号〇〇年〇〇月〇〇日



国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長

外国人の出入国及び在留の公正な管理並びに外国人建設就労者等の適正な就労監理に向けた出入国在留管理庁と国土交通省不動産・建設経済局との間の情報連携に関する確認書に基づき、行方不明技能実習生等について、別紙のとおり情報を提供します。



[illegible]

<様式3>

文 書 番 号

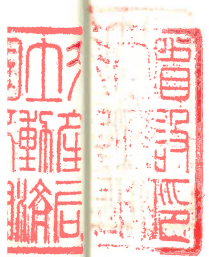
元号〇〇年〇〇月〇〇日



国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長

外国人の出入国及び在留の公正な管理並びに外国人建設就労者等の適正な就労監理に向けた出入国在留管理庁と国土交通省不動産・建設経済局との間の情報連携に関する確認書に基づき、行方不明特定技能外国人等について、別紙のとおり情報を提供します。



<様式4>

文 書 番 号
元号〇〇年〇〇月〇〇日

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長

外国人の出入国及び在留の公正な管理並びに外国人建設就労者等の適正な就労監理に向けた出入国在留管理庁と国土交通省不動産・建設経済局との間の情報連携に関する確認書に基づき、下記の外国人等について、通報します。

記

通報 対象者	※ 外国人である場合は、氏名・国籍・生年月日・性別、 特定技能所属機関等である場合は、名称・所在地・代表者、法人番号 等、特定可能な情報を記載する。	
通報の概要	概要	※ 通報に係る事案の種類を記載（例：受入計画の認定取消し、特定技能所属機関が認定を受けた受入計画を取り止め、受入計画の認定を受けていない、出入国管理関係法令違反）を記載する。
	内容	※ 通報に係る事案に関し、通報元において把握した事案の内容を可能な限り具体的に記載する。 ※ 関係法令違反の場合には、根拠条項も記載する。
備考	※ 関係する資料（受入計画等）がある場合には、別添する。 ※ 情報提供者の氏名・国籍・生年月日・性別を記載する。 ☐ 情報提供者が、情報を提供した事実の秘匿を希望。 ☐ 情報提供者が、情報を提供した事実の公開を容認。	